

〔平成 29. 1. 20〕  
運協 1 - 4

# 福岡県国民健康保険運営協議会

（市町村協議の状況）

平成 29 年 1 月 20 日

# 1. 国民健康保険事業費納付金の算定方法等について

---

## 1. 国民健康保険事業費納付金等の制度の概要

- 平成 30 年度以降の国保の財政運営において、新たに導入される納付金は、各市町村の所得水準及び医療費水準に応じて公平に分担することとされている。このため、算定の際には、被保険者数及び所得水準に応じて按分されるとともに、市町村間で医療費水準に差がある都道府県では、医療費水準も反映される仕組みとなっている。
  
- 都道府県は、納付金の算定と合わせて、①都道府県標準保険料率（全国統一の算定基準に基づくもの）と②市町村標準保険料率（県の算定方式に基づくもの）を示すほか、③各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を示すよう努めることとされている。
  
- 市町村標準保険料率は、将来的な都道府県統一の水準を目指し、以下の2つの役割を担うこととされている。
  - ・ 各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る。
  - ・ 各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す。

## 2. 国保事業費納付金等の算定の検討にあたっての基本的な考え方（案）

### 1 平成30年度から施行される国保改革に対しては、 県内の市町村国保の現状を踏まえて対応

福岡県では、各市町村間で医療費水準に違いがあり、また、各市町村の保険料（税）水準は、必ずしも医療費水準に見合ったものとなっていないため、保険料（税）水準に格差が生じている。今回の国保改革は、このような現状を踏まえて実施する必要がある。

また、現状で保険料（税）を均一化した場合には、医療費水準に関わらず住民負担が均一化し、各市町村の医療費適正化の努力が反映されないこととなる。

### 2 平成30年度直ちには保険料の県内均一化は行わない。 市町村の医療費水準を平準化し、中長期的に均一化。

1を踏まえ、平成30年度、直ちには保険料（税）の県内均一化は行わないこととする。なお、保険料（税）の県内均一化については、納付金額の設定や医療費適正化の取組みを通じ市町村の医療費水準の平準化を図り、中長期的に緩やかに図っていくこととし、今後、県において定める国保運営方針に、その方向性等について、記載することとする。

### 3 公平な被保険者の負担となるよう、所得水準と医療費水準に応じて、 各市町村で納付金を分担。

将来的な県内の保険料（税）水準の統一を見据えながら、まずは医療費水準に見合った保険料（税）水準となるよう、納付金及び標準保険料率の算定に医療費水準の差異を反映させるものとする。

## 2. 国民健康保険運営方針の作成（事務の標準化等）について

### 国保運営方針の位置づけ

都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進。

### 検討にあたっての基本的な考え方

#### 1 検討の視点

3つの視点から、国保運営方針（事務の標準化等）を検討

- (1) 住民サービスの向上・均一化、
- (2) 行政コストの縮減
- (3) 保険者機能の強化、新たな事務への対応

#### 2 勘案すべき課題

一方で、事務の実施手法の変更等により生じる以下の課題について勘案

- (1) 事務変更時の一時的な負担の増大
- (2) 財政負担の増大

#### 3 検討の方向性

上記を踏まえつつ、事務の実施手法について検討

- (1) 各市町村で個別に実施、
- (2) 県内統一基準の下での実施
- (3) 国保連合会での実施、
- (4) 県による直接実施

